不利益処分の処分基準

処分の内容		道路予定区域における原状回復に代わる措置の指示
根拠法令及び条項		道路法第９１条第２項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処分基準	関係条項	道路法第４０条第２項
	基準 （未設定の場合はその理由）	【根拠条文】 （道路予定区域） 第九十一条　［略］ ２　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の十一、第四十八条、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。 【関係条文】 （原状回復） 第四十条　道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 ２　道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）